

基準風速 14m/s ただし、下記の地域を除く

地方	基準風速 (m/s)	地域
北海道	16	宗谷支庁(18m/s 地域を除く全域)、上川支庁(中川郡)、十勝支庁全域、空知支庁全域、石狩支庁全域、後志支庁(20m/s 並びに 18m/s 地域を除く全域)、網走支庁(20m/s 並びに 18m/s 地域を除く全域)
	18	宗谷支庁(稚内市、天塩郡、礼文郡、利尻郡)、留萌支庁全域、網走支庁(斜里郡)、根室支庁(20m/s 地域を除く全域)、釧路支庁全域、日高支庁(20m/s 地域を除く全域)、後志支庁(島牧郡)、胆振支庁全域、渡島支庁全域、桧山支庁(20m/s 地域を除く全域)
	20	網走支庁(紋別市、雄武町、興部町)、根室支庁(根室市)、日高支庁(三石郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡)、後志支庁(寿都郡)、桧山支庁(桧山郡)
東北	16	福島県(白河市、須賀川市、岩瀬郡、西白河郡)
	18	青森県全域、岩手県全域、宮城県全域、秋田県(20m/s 地域を除く全域)、山形県(酒田市、鶴岡市、飽海郡、東田川郡、西田川郡)
	20	秋田県(秋田市、本庄市、由利郡)
関東	16	茨城県(鹿島郡、行方郡、稲敷郡、竜ヶ崎市、北相馬郡、東茨城郡、新治郡、石岡市、土浦市、取手市)、栃木県(那須郡、黒磯市)、群馬県(利根郡、勢多郡、山田郡、桐生市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、佐波郡、新田郡、太田市、邑楽郡、館林市、沼田市)、埼玉県(秩父市、飯能市、秩父郡、入間郡、児玉群を除く全域)、千葉県(安房郡、館山市、鴨川市)、東京都(20m/s 並びに 18m/s 地域を除く全域)、神奈川県(18m/s 地域を除く全域)
	18	千葉県(銚子市、安房郡、館山市、鴨川市を除く全域)、東京都(23 区内)、神奈川県(川崎市、横浜市、横須賀市、逗子市、鎌倉市、三浦市、三浦郡)
	20	千葉県(銚子市)、東京都(大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁)
北陸・中部	16	新潟県(18m/s 地域を除く全域)、富山県全域、山梨県全域、岐阜県(不破郡、養老郡)、静岡県(18m/s 地域を除く全域)、愛知県(18m/s 地域を除く全域)、三重県(18m/s 地域を除く全域)
	18	新潟県(岩船郡、村上市、北蒲原郡、新発田市、豊栄市、新潟市、新津市、五泉市、白根市、燕市、西蒲原郡、三島郡、両津市、佐渡郡)、石川県(輪島市、珠洲市、珠洲郡、鳳至郡、鹿島郡、七尾市、羽咋市、羽咋郡)、静岡県(小笠郡、榛原郡の内、御前崎町、相良町、吉田町、榛原町)、愛知県(渥美郡)、三重県(津市、久居市、松坂市、伊勢市、鳥羽市、志摩郡、一志郡、多気郡、度会郡)
近畿	16	滋賀県全域、大阪府全域、兵庫県(伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡、三田市、美嚢郡、加東郡、西脇市、三木市、小野市、加西市、多可郡、神崎郡、飾磨郡、揖保郡、竜野市、相生市、赤穂市、赤穂郡、津名郡、洲本市、三原郡)、和歌山県(18m/s 地域を除く全域)
	18	兵庫県(尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、明石市、加古郡、加古川市、高砂市、印南郡、姫路市)、和歌山県(和歌山市、海草郡、有田市、海南市)
中国	16	鳥取県全域、山口県(阿武郡、萩市、大津郡、長門市、豊浦郡、下関市、厚狭郡、小野田市、宇部市)
	18	島根県全域

四国	16	徳島県(鳴門市、板野郡)、香川県全域、愛媛県(南宇和郡、北宇和郡、宇和島市、東宇和郡、西宇和郡、八幡浜市、喜多郡長浜町、大洲市)
	18	徳島県(徳島市、小松島市、那賀郡、阿南市、海部郡)、高知県(安芸市、安芸郡、幡多郡、中村市、土佐清水市、宿毛市)
	20	高知県(室戸市)
九州	16	福岡県(北九州市、中間市、京都郡苅田町、行橋市、遠賀郡)、長崎県(平戸市、松浦市、北松浦郡、壱岐郡、上県郡、下県郡)、宮崎県(宮崎市、宮崎郡、南那珂郡、日南市、串間市)、鹿児島県(肝属郡、鹿屋市、曾於郡、楳宿市、指宿郡、川辺郡、枕崎市、加世田市、大島郡、名瀬市)
	18	長崎県(南松浦郡、福江市)、鹿児島県(薩南諸島の大島郡、名瀬市以外)
沖縄	18	沖縄県全域

『改訂 風荷重に対する足場の安全技術指針』(一般社団法人仮設工業会)